

下関市監査基準に準拠して、地方自治法第199条第7項の規定に基づく出資団体監査及び同条第5項に基づく随時監査を実施し、その結果に関する報告を下記のとおり決定したので、同条第9項の規定により公表する。

下関市監査委員	今	井	弘	文
同	秋	森	和	也
同	戸	澤	昭	夫
同	井	川	典	子

## 記

### 1 監査の対象

別紙「監査対象一覧表」のとおり

### 2 監査の期間

令和7年9月1日から令和7年11月30日まで

出資団体：一般財団法人 豊田湖畔公園管理財団

一般社団法人 豊浦産業振興事業団

### 3 監査の範囲

(1) 出資団体の令和6年度における事業及び経理の執行状況

(2) 所管課における出資団体への指導及び監督の状況

### 4 監査の着眼点

出資団体における出納その他の事務及び当該団体に関係する所管課の事務が、関係法令、財務関係規程等に基づき適正に執行されているかという観点から、主として令和6年度分について、次の着眼点により実施した。

(1) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。

(2) 事業成績及び財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。

(3) 経営成績及び財政状態は良好か。

- (4) 収益率及び財務比率は良好か。
- (5) 会計経理及び財産管理は適切か。
- (6) 所管課は出資者としての権利行使を適切に行っているか。
- (7) 所管課は団体の経営成績及び財政状態を十分に把握し、団体に対して適切な指導監督を行っているか。

## 5 監査等の実施内容

監査に当たっては、提出された監査資料を審査したほか、関係書類を抽出等により調査するとともに、関係者から説明聴取を行うなどの方法により実施した。

## 6 監査の結果

監査した限りにおいて、出資団体である一般財団法人豊田湖畔公園管理財団及び一般社団法人豊浦産業振興事業団の事務並びにその所管課の事務については、「7 指摘事項及び意見」に記載する事項を除き、重要な点において、おおむね本市の出資目的に沿って適正に執行されていると認められた。

## 7 指摘事項及び意見

改善が必要な事項は、次の「指摘事項」のとおりである。

一般財団法人豊田湖畔公園管理財団について	
出資団体（一般財団法人豊田湖畔公園管理財団）及び所管課（豊田総合支所地域政策課）に関する事項	
[指摘事項] 及び [意見]	なし
出資団体（一般財団法人豊田湖畔公園管理財団）に関する事項	
[指摘事項]	(1) 事務処理について、一般財団法人豊田湖畔公園管理財団事務処理規程（以下「事務処理規程」という。）第8条の規定による文書による事務処理が行われていないもの及び第9条各号に掲げる決裁手続が行われていないものが散見された。事務処理規程に基づき、適正に事務処理されたい。
[意見]	なし

所管課（豊田総合支所地域政策課）に関する事項	
	[指摘事項] 及び [意見] なし
一般社団法人豊浦産業振興事業団について	
出資団体（一般社団法人豊浦産業振興事業団）及び所管課（豊浦総合支所建設農林水産課）に関する事項	
	[指摘事項] 及び [意見] なし
出資団体（一般社団法人豊浦産業振興事業団）に関する事項	
	[指摘事項] 及び [意見] なし
所管課（豊浦総合支所建設農林水産課）に関する事項	
	[指摘事項] 及び [意見] なし

以上

## 監 査 対 象 一 覧 表

## 出資団体監査

出資団体名	出資額 (千円)	出資割合 (%)	所管部局所課
一般財団法人 豊田湖畔公園管理財団	50,000	97.85	豊田総合支所 地域政策課
一般社団法人 豊浦産業振興事業団	3,000	61.9	豊浦総合支所 建設農林水産課